

歯科診療報酬点数表（令和4年4月版） web追補⑧

（令和5年12月・社会保険研究所）

web追補は、原則として材料価格等の改正のみに対応した追補となります。

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年11月30日厚生労働省告示第321号）（令和5年12月1日適用）
 - ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和5年11月30日保医発1130第1号）（令和5年12月1日適用）
- により、材料価格・材料料点数等の一部が改正されました。

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和5年11月30日保医発1130第1号）による改正（令和5年12月1日適用）

147頁

■右欄の「◇ 通則」に次のように追加。

※ 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に、医科のK470-2頭頸部悪性腫瘍光線力学療法の数値を準用して算定する。

ア 本療養は、頭頸部癌の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有し、本療養に関する所定の研修を修了している歯科医師が実施する。なお、その歯科医師の所定の研修修了を証する文書の写しを診療報酬明細書に添付する。

イ 本療養は、次のいずれにも該当する歯科医療機関において実施する。

- ① 関係学会により教育研修施設として認定されている。
- ② 頭頸部癌の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有し、本療養に関する所定の研修を修了している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
- ③ 常勤の歯科麻酔科医又は常勤の麻酔科標榜医が配置されている。
- ④ 緊急時・偶発症発生時に備えて医師との連携体制を確保している。
- ⑤ 緊急手術の体制が整備されている。
- ⑥ 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされている。

200頁

■M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）の右欄「◇ CAD/CAM冠について」の(2)を次のように改める。

- ・ (2)の「イ」中「過度な咬合圧が加わらない場合等において」を「過度な咬合圧が加わらない場合等において、CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を」に、同「ウ」中「歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、」を「歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を」に改める。
- ・ (2)の「ウ」の次に「エ 大白歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅴ）を使用する場合」を加える。

■M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）の右欄「◇ CAD/CAM冠について」の(5)の次に次のように追加。

(6) CAD/CAM冠用材料（V）を使用したCAD/CAM冠を装着する場合，歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い接着性レジンセメントを用いて装着する。

■M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）の左欄「【CAD/CAM冠の保険医療材料】」の「3」を以下のように改める。

3 大臼歯

- | | |
|---|------|
| (1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） | 350点 |
| 注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は，「2 小臼歯」により算定する。 | |
| (2) CAD/CAM冠用材料（V） | 615点 |

●「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和5年11月30日厚生労働省告示第321号）による材料価格基準の改正（令和5年12月1日適用）

285頁

「V 歯科点数表の第2章第5部及び第8部から第11部までに規定する特定保険医療材料及びその材料価格」に追加

| | |
|----------------------|----------|
| 036 半導体レーザー用プローブ | 229,000円 |
| 037 レーザー照射用ニードルカテーテル | 1,990円 |

287頁

「VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格」中，「058 CAD/CAM冠用材料」に(5)を追加

| | | |
|--------------------|----|--------|
| (5) CAD/CAM冠用材料（V） | 1個 | 6,150円 |
|--------------------|----|--------|